

奈良工業高等専門学校廃水管理規程

平成16年 4月 1日制定

平成19年12月21日改正

平成27年12月21日改正

平成30年 3月30日改正

(目的)

第1条 この規程は、奈良工業高等専門学校（以下「本校」という。）から公共下水道に排出する廃水を大和郡山市下水道条例（昭和50年大和郡山市条例第16号）（以下「下水道条例」という。）第10条に定める排出基準以下に規制するために必要な廃水の管理について定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は当該各号に定めるところによる。

- 一 「排出基準」とは、下水道条例第10条の3に規定する別表第1の基準をいう。
- 二 「有害物質」とは、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）第2条に規定する別表第2の有害物質をいう。
- 三 「生活排水」とは、し尿、ちゅう房・浴場・洗濯廃水、一般手洗水等、生活に伴って排出される廃水をいう。
- 四 「濃厚廃液」とは、実験、実習及び研究等の結果生じる有害物質廃液並びにそれに係る器具類等の第1回及び第2回の洗浄廃水をいう。
- 五 「実験洗浄廃水」とは、前項に規定する器具類等の第3回以降の洗浄廃水をいう。

(統括廃水管理責任者)

第3条 本校の廃水管理を統括的に行うため、統括廃水管理責任者を置き、校長をもって充てる。

2 統括廃水管理責任者は、廃水管理責任者を指揮する。

(副統括廃水管理責任者)

第4条 統括廃水管理責任者を補佐するため、副統括廃水管理責任者を置き、事務部長をもって充てる。

(委員会)

第5条 統括廃水管理責任者の諮問に応じ、廃水管理に関する重要事項を審議するため、委員会を置く。ただし、当分の間、本校運営会議をもってこれに代える。

(廃水管理責任者)

第6条 本校の廃水管理に関する業務を分担して行うため、次に掲げるとおり、各施設に廃水管理責任者を置く。

- 一 一般教科及び各学科廃水管理責任者 一般教科及び当該学科主任
- 二 図書館・総合情報センター廃水管理責任者 教育支援センター長
- 三 課外教育施設廃水管理責任者 学生主事
- 四 学寮廃水管理責任者 寮務主事
- 五 事務室等管理部門廃水管理責任者 当該各課長

2 廃水管理責任者を補助するため、廃水管理責任者の補助者を別に定めることができる。

(廃水管理責任者の任務)

第7条 廃水管理責任者の任務は、次のとおりとする。

- 一 生活廃水、濃厚廃液及び実験洗浄廃水の取扱いについて、教職員に周知させること。
- 二 教職員に対し、適正な廃水が排出されるよう指揮監督すること。
- 三 有害物質を含む薬品の種類及び数量を常時把握すること。
- 四 学生に対し、本規程を理解させるとともに、公害防止に関する理念を、教育を通して体得させること。
- 五 その他事故発生時における処理等、廃水管理に関する必要な事項。

(教職員・学生の責務)

第8条 本校の教職員、学生は、本校構内において廃水を排出する場合は、廃水が排出基準に適合し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 生活排水及び実験洗浄廃水は、それぞれ指定の流し又は排水口に排出すること。
 - 二 濃厚廃液は、排出することなく、指定の容器に貯留すること。
 - 三 アルキル水銀化合物については、使用責任者が実験室内で処理し、廃水としないこと。
 - 四 実験室等において、前各号の取扱いを誤ったときは、直ちに廃水管理責任者に通報すること。
 - 五 排水管路等に異常を発見したときは、直ちに廃水管理責任者に通報すること。
- 2 前項第2号に規定する指定の容器は、別表第3の分別貯留区分により指定された容器とする。
 - 3 分別貯留容器の設置場所及び貯留廃液処分の取扱いについては、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この規程施行に伴い、奈良工業高等専門学校廃水管理規則（昭和56年6月1日制定）は廃止する。

附 則

この規程は、平成19年12月21日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成27年12月21日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

別表第1

1 有害物質に係る排水基準

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	1リットルにつきカドミウム0.03ミリグラム
シアン化合物	1リットルにつきシアン1ミリグラム
有機燐化合物(パラチオン, メチルパラチオン, メチルジメトン及びE P Nに限る。)	1リットルにつき1ミリグラム
鉛及びその化合物	1リットルにつき鉛0.1ミリグラム
六価クロム化合物	1リットルにつき六価クロム0.5ミリグラム
砒素及びその化合物	1リットルにつき砒素0.1ミリグラム
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	1リットルにつき水銀0.005ミリグラム
アルキル水銀化合物	検出されないこと
P C B	1リットルにつき0.003ミリグラム
トリクロロエチレン	1リットルにつき0.1ミリグラム
テトラクロロエチレン	1リットルにつき0.1ミリグラム
ジクロロメタン	1リットルにつき0.2ミリグラム
四塩化炭素	1リットルにつき0.02ミリグラム
1・2—ジクロロエタン	1リットルにつき0.04ミリグラム
1・1—ジクロロエチレン	1リットルにつき1ミリグラム
シス—1・2—ジクロロエチレン	1リットルにつき0.4ミリグラム
1・1・1—トリクロロエタン	1リットルにつき3ミリグラム
1・1・2—トリクロロエタン	1リットルにつき0.06ミリグラム
1・3—ジクロロプロペン	1リットルにつき0.02ミリグラム
チウラム	1リットルにつき0.06ミリグラム
シマジン	1リットルにつき0.03ミリグラム
チオベンカルブ	1リットルにつき0.2ミリグラム
ベンゼン	1リットルにつき0.1ミリグラム
セレン及びその化合物	1リットルにつきセレン0.1ミリグラム
ほう素及びその化合物	1リットルにつきほう素10ミリグラム
ふつ素及びその化合物	1リットルにつきふつ素8ミリグラム
1・4—ジオキサン	1リットルにつき0.5ミリグラム
フェノール類	1リットルにつき5ミリグラム
銅及びその化合物	1リットルにつき銅3ミリグラム
亜鉛及びその化合物	1リットルにつき亜鉛2ミリグラム
鉄及びその化合物(溶解性)	1リットルにつき鉄10ミリグラム
マンガン及びその化合物(溶解性)	1リットルにつきマンガン10ミリグラム

クロム及びその化合物	1 リットルにつきクロム 2 ミリグラム
温度	4 5 度
アンモニア性窒素，亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量	1 リットルにつき 3 8 0 ミリグラム
水素イオン濃度	水素指数 5 以上 9 以下
生物化学的酸素要求量	1 リットルにつき 5 日間 1， 5 0 0 ミリグラム
浮遊物質	1 リットルにつき 1， 5 0 0 ミリグラム
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量）	1 リットルにつき 5 ミリグラム
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類含有量）	1 リットルにつき 3 0 ミリグラム
窒素含有量	1 リットルにつき 2 4 0 ミリグラム
磷含有量	1 リットルにつき 3 2 ミリグラム

備考

- 1 この表に掲げる許容限度は，排水基準を定める省令(昭和 4 6 年総理府令第 3 5 号)第 2 条に規定する環境大臣が定める方法により検定した場合における検出値によるものとする。
- 2 「検出されないこと」とは，前号の方法により排出水の汚染状態を検定した場合において，その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。

別表第2

有害物質

1	カドミウム及びその化合物
2	シアン化合物
3	有機燐化合物（ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイト（別名パラチオン）、ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェイト（別名メチルパラチオン）、ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイト（別名メチルジメトン）及びエチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト（別名EPN）に限る。）
4	鉛及びその化合物
5	六価クロム化合物
6	砒素及びその化合物
7	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物
8	ポリ塩化ビフェニル
9	トリクロロエチレン
10	テトラクロロエチレン
11	ジクロロメタン
12	四塩化炭素
13	1・2—ジクロロエタン
14	1・1—ジクロロエチレン
15	1・2—ジクロロエチレン
16	1・1・1—トリクロロエタン
17	1・1・2—トリクロロエタン
18	1・3—ジクロロプロペン
19	テトラメチルチウラムジスルフィド（別名チウラム）
20	2—クロロ—4・6—ビス（エチルアミノ）—s—トリアジン（別名シマジン）
21	S—4—クロロベンジル=N・N—ジエチルチオカルバマート（別名チオベンカルブ）
22	ベンゼン
23	セレン及びその化合物
24	ほう素及びその化合物
25	ふっ素及びその化合物
26	アンモニア，アンモニウム化合物，亜硝酸化合物及び硝酸化合物
27	塩化ビニルモノマー
28	1・4—ジオキサン

別表第3

濃厚廃液分別貯留区分

分別貯留分類		摘 要
A	有機系 可溶性	排出者（原点）において処理する。
B	有機系 不溶性	〃
C	無機系 シアン系	排出者（原点）において、分解できるものは分解する。
D	無機系 金属系 （重金属等）	有害汚染項目・生活汚染項目で有機水銀は除く
F	無機系 金属系 （有機水銀）	無機水銀に変えて金属系で貯留又は排出者（原点）において処理をする。
E	無機系 酸・アルカリ系	排出者（原点）において、中和できるものは中和する。
G	無機系 写真関係	現像・定着廃液

備考

- 1 濃厚廃液は上記区分別により各実験室等に貯留容器を設置し、これに貯留する。
- 2 貯留した濃厚廃液は、廃液処理業者により処理する。